

地域再生計画

1 地域再生計画の名称

スケートボードパークを核としたまちづくり計画

2 地域再生計画の作成主体の名称

大阪府松原市

3 地域再生計画の区域

大阪府松原市の全域

4 地域再生計画の目標

4-1 地方創生の実現における構造的な課題

I ターゲット世代の呼び込みと定着を実現するための、訴求力のある魅力コンテンツ及び発信力の不足

転出超過に向けた対策として、これまで安心安全なまちづくりに取り組んできており、平成30年には転入超過に転ずるなど一定の成果があげられている。一方で20代～30代においては、200名以上の転出超過が続いている現状がある。また市民アンケートにおいて「松原市の生活に愛着を感じるか」に対し、感じる・強く感じると回答した割合は、20～30代を除くすべての年代で半数を超えているのに対し、20～30代は3割にとどまっている。ターゲット世代が「住みたくなるまち」・「住み続けたいくなるまち」を実現するにあたり、安心安全なまちに向けた施策のみならず、当市の新たな魅力としても定着しつつあり全国的にも若者世代の人気の高まっているスケートボードコンテンツをさらに強化し、ターゲット世代に訴求力のある魅力コンテンツとして発信することで域外からの人の呼び込みを図ることに加え、幼少期から郷土愛を持たせるための仕組みを作る必要がある。

Ⅱ ターゲット世代の定着に向けた雇用の受け皿の拡大

20代～30代が住み続けられるようにするためには、若者が働くことのできる仕事を整備する必要がある。当市では従前よりモノづくりを中心とした二次産業が基幹産業であったが、近年はモノづくり産業の衰退に伴い業種別割合においてはサービス事業者の割合が増えている（平成11年：製造業28.5%、サービス業21.0% 平成26年：製造業22.8% サービス業38.7%）。サービス業の従業者数は平成21年の16,003人に対し平成26年には16,319人に増加していることから、当市の地域経済を牽引する基幹産業へと成長しつつあるサービス産業の活性化のみならず、新産業の創出につなげることで、ターゲット世代の多様な雇用環境を生み出し、定着化を図るといった好循環につなげていく必要がある。

Ⅲ 将来像実現に向け、政策間及び官民横断での戦略共有及び事業推進に係る組織体や人材の不足

上記の魅力コンテンツの造成および発信や新たな雇用の受け皿づくりに向けては、地域の多様なステイクホルダーとあるべき姿や取り組みの方向性の合意形成を図り協力関係を構築することが重要であるが、現状はそれらあるべき姿や具体的なアクションを含めた戦略が策定されておらず、それを推進する担い手も設定できていない。スケートボードを新たな魅力コンテンツとして、まちづくりを進めていく上では、スポーツ・観光・産業・教育等の政策分野横断的に連携を進められる体制構築及び民間活力を導入した事業推進を図っていく必要がある。

4-2 地方創生として目指す将来像

【概要】

【背景】

松原市の人口動態は、1985年の136,388人をピークに減少傾向が続いており、社会動態では、20～30代の転出超過が目立ち、「社会減」の状態が続いている。人口の減少は、地域経済や財政・公的サービスへの影響が生まれ、消費だけでなく、地域コミュニティの衰退や学校教育・公共交通サービスの水準低

下などにつながることで、人口減少のスパイラルに陥るリスクがある。

こうした現状を踏まえて当市では、令和2年に策定した人口ビジョンにおいて、目指すべき将来の方向性として、「松原市で生まれ、松原市で学び、松原市で働くそして、松原市で家庭を築き、松原市で子どもを産み育てるという好循環」を打ち出した。特に市内外の20～30代の若者をターゲットにおき、若い世代と子供の安心安全な環境の充実と、まちの魅力増進および産業の振興に、ハード・ソフト両面において取り組みを推進しているところである。

具体的な取り組みとして、「若者が安心して働き、子育てに取り組める環境を作ること」に優先的に取り組んでおり、大阪府で初めてWHO セーフコミュニティ国際認証都市となるなど一定の成果が上がっているものの、転出超過が続いている状況がある。状況の改善に向けて、今まで以上に市の魅力を高め、シティプロモーションを通じたターゲット世代の呼び込みに注力し、安心安全な生活環境との接点を作ることで定着化を促し「好循環」に繋げるべく取り組んでいる。

一方で当市の観光資源として日本遺産認定を受けている竹内街道をはじめ、神社仏閣、古墳史跡があげられるが、それら歴史文化資産を活用した魅力コンテンツは当市がターゲットとする20代～30代への訴求力が弱い。また、その他観光資源に乏しく、効果的に域内外からの交流人口の呼び込みに繋げることが難しい状況である。そのため、若者に対して訴求力が高い新たな魅力コンテンツ造成として近年アーバンスポーツに着目し、スケートボード環境の整備や子供向けスクールの展開に取り組んできたところである。

市内の拠点である「スポーツパークまつばら」の利用者数は年々増加傾向であり、来場者の7割が20代～30代であることから、当市においてスケートボードが若者に対する新たな魅力コンテンツとして定着しつつある。

加えて、2021年には東京オリンピックのスケートボード種目において、松原市出身の西矢椋選手が最年少金メダルという偉業を達成したことを契機に、当市が西矢選手の出身地として全国的に認知されるきっかけとなった。

【将来像】

西矢選手の活躍によるスケートボードにおける機運の高まりを絶好の好機と

捉え、まちの魅力コンテンツである「アーバンスポーツ(スケートボード)」のさらなる魅力向上・発信を行い、当市の認知を高め市外からの若者世代を中心とした人の呼び込みを図るとともに、周辺産業の創出及び市全体への経済的な裨益させることで、当市が” 選ばれるまち ” としての持続的な発展につなげる。

【数値目標】

K P I	事業開始前 (現時点)	2022年度増加分 1年目	2023年度増加分 2年目
20歳から39歳までの人口区分における 本市転出超過人数(人)	-148	10	20
観光入れ込み客数(人)	22,998	100	2,000
スケートボードパークの年間利用者数(人)	7,726	200	4,000
スポーツ関連産業の企業数(社)	9	0	0

2024年度増加分 3年目	2025年度増加分 4年目	2026年度増加分 5年目	K P I 増加分 の累計
30			60
2,000			4,100
4,000			8,200
1			1

5 地域再生を図るために行う事業

5-1 全体の概要

5-2の③のとおり。

5-2 第5章の特別の措置を適用して行う事業

○ 地方創生推進交付金（内閣府）：【A3007】

① 事業主体

2に同じ。

② 事業の名称

スケートボードパークを核としたまちづくり事業

③ 事業の内容

I. 「スケボーのまち」実現に向けた体制整備および方針の策定

① 「スケボーのまち」実現に向けた検討主体となる官民連携での協議会の構築

- ・ 「スケボーのまち」に係る方針や個別事業に対する審議・評価機関として設置

② スケートボードパーク等のスポーツ施設を拠点とした街づくりにかかる基礎調査

- ・ スケートボード及びパークの有効的な活用方法や広域連携事例等、市場・競合に係る動向を調査

③ 「スケボーのまち」実現に向けた戦略策定

- ・ ②を踏まえ、「スケボーのまち」としての将来像・基本方針・施策体系を設定し、アクションプランを策定

④ 「スケボーのまち」実現に向けたスケートボードパークの運営手法の検討・構築

- ・ 策定した戦略に基づき持続可能な事業の推進に向けた、スケートボードパークの運営体制および運営資金の調達方法の類似事例調査及び本市における最適な方向性検討

II. 「スケボーのまち」実現に向けた個別事業の実施

Iで立案したアクションプランに基づき「スケボーのまち」推進に係る個別事業テーマを設定する。事業テーマの設定にあたっては、実現可能性と、効果を踏まえ、優先度の高いと判断されるものから試行的に実施することを想定している。なお、本市のスケートボードに係る事業の進捗状況を踏まえ現時点では以下の事業テーマを設定するが、スケボー

のまち推進協議会における検討結果や各種基礎調査の結果に基づいて精査するものとする。

① 「スケボーのまち」ブランディングプロジェクト

・ プロモーション戦略の立案及び PR 事業の推進

② トップボーダー育成プロジェクト

・ トップ選手のニーズを踏まえた効果的な練習環境の構築及び教育機関等と連携した育成プログラムの検討

③ スケートボードパークを活用した賑わい創出プロジェクト

・ スケートボードパーク及び近隣地域資源等を活用した集客イベントの企画・運営

④ 産業振興プロジェクト

・ スケートボードを軸とした、関連産業における事業開発及び他事業者とのマッチング機会の創出事業の企画運営

④ 事業が先導的であると認められる理由

【自立性】

本事業を通じて設立するまちづくり事業推進者が、スケートボードを核とした賑わい創出イベントの企画・運営や、スケートボーダーと市内外の事業者とのマッチング事業等の収益事業を行うことで収益を確保し、自立した事業展開を実現する。事業推進者の立ち上げ当初は行政による支援が必要なところ、3年後までに自立できるだけの収益確保を目指す。

なお、PPPやPFIのような手法によりまちづくり事業推進者における官民の役割を設定することでより早期の自立化ができないかを検討するほか、企業版ふるさと納税を活用することで初年度段階からの行政による金銭的な支援規模を小さくすることも視野に入れて事業を企画している。

【官民協働】

「民」は、スケートボードによるまちづくり推進事業者の中心として運営活動に関与させるとともに、運営活動の一環として、上述の収益活動（賑わい及び関係人口創出に向けたイベント企画・運営等）を企画・実行

する。また、スケートボードによるまちづくりの理念に共感いただく市外の民間企業に対しては、企業版ふるさと納税への積極的な参画を募り、民間資金の寄付を促す。加えて、東京オリンピック・パラリンピックを通じたスケートボードに対する関心の高まりを背景にしたクラウドファンディングによる資金確保にも務める。

「官」は、スケートボードによるまちづくり推進事業者の運営における側面支援して、特に事業者立ち上げ段階での制度設計や事業環境整備（企業版ふるさと納税の受け皿としての基金整備等）を行う。

【地域間連携】

2021年の東京五輪を契機に全国的にスケートボードの人気の高まり、大阪府内においても新たなスケートボードパークの整備が進められている。当市とそれらスケートボード場を有する近隣自治体と連携した施策の実行により地域ブランディングや域内誘引・消費につなげる。

また、当市が位置する南河内地域では広域連携による周遊ルート開発やプロモーションが進められており、それら広域連携基盤を活かして交流人口及び関係人口の獲得につなげる。

【政策間連携】

本事業は当市のスケートボード場を起点として、賑わい創出を目指す事業であるが、スケートボードが若者のストリート文化とともに成長してきたことに鑑み、ストリート文化と親和性の高いエンタテインメントと組み合わせたイベントを企画・実施し、市内での賑わいを創出するだけでなく、当該イベントへの参加を目的とした市外人口との交流を創出できる。

また、当市に東京オリンピックの金メダリストである西矢椛選手が在住しており、当市のスケートボード指導に対する注目が高まっていることに着眼し、市内外のスケートボーダーに対して国内トップクラスのスケートボード教育・指導を行い、次世代のトップボーダーを輩出するまち

づくりを目指すことも本事業では構想している。

加えて、スケートボード場を起点としたまちづくりを通じて、スケートボーダーを当市に呼び込み、各スケートボーダーの課題やニーズを市内事業者のもつ商品やサービスで解決する形で新規事業を生み出し、当市におけるスポーツ産業の集積も実現することを目指す。

【デジタル社会の形成への寄与】

本事業を通じて、スケートボード人口の大半を占める10代～30代に対するSNSを活用したプロモーション環境を整備することが可能となる。また、資金調達手法としてブロックチェーンを活用したセキュリティトークンの発行も検討し、地方におけるデジタル技術を活用した資金調達手法の確立を目指す。

SNSを活用したプロモーション環境整備は、行政がリーチしづらい若年層に届く環境整備にもなりうると想定しており、当該環境を活用した地方の課題解決も期待できる。また、セキュリティトークンを活用できることで他の地域課題解決に必要な資金調達手法の確立にもつなげる。

- ⑤ 事業の実施状況に関する客観的な指標（重要業績評価指標（KPI））
4-2の【数値目標】に同じ。
- ⑥ 評価の方法、時期及び体制

【検証時期】

毎年度7月

【検証方法】

計画期間の各年度終了後に、KPIの達成状況を、外部有識者で構成する「松原市まち・ひと・しごと創生総合戦略策定審議会」において検証する。

【外部組織の参画者】

松原市町会連合会 副会長

松原市PTA協議会 顧問

NPO法人やんちゃまファミリーWith 理事長

松原商工会議所 会頭

一般社団法人松原青年会議所 理事長

近畿日本鉄道株式会社 総合企画本部計画部 部長

大阪中河内農業協同組合 常勤監事

大阪府富田林土木事務所 地域支援・企画課 課長

近畿経済産業局 地域経済部 地域開発室長

阪南大学 国際観光学部 教授

大阪工業大学 工学部 建築学科 教授

株式会社池田泉州銀行 松原支店 支店長

株式会社三菱UFJ銀行 大阪公務部 部長

税理士法人 杉井総合会計松原事務所 代表税理士

連合大阪河内地域協議会 議長

大阪電気通信大学 情報通信工学部 情報工学科 教授

【検証結果の公表の方法】

「松原市まち・ひと・しごと創生総合戦略策定審議会」における検証結果について、本市ホームページにおいて公表する。

⑦ 交付対象事業に要する経費

- ・ 法第5条第4項第1号イに関する事業【A3007】

総事業費 176,000千円

⑧ 事業実施期間

地域再生計画の認定の日から2025年3月31日まで

⑨ その他必要な事項

特になし。

5-3 その他の事業

5-3-1 地域再生基本方針に基づく支援措置

該当なし。

5-3-2 支援措置によらない独自の取組
該当なし。

6 計画期間

地域再生計画の認定の日から令和7年3月31日まで

7 目標の達成状況に係る評価に関する事項

7-1 目標の達成状況に係る評価の手法

5-2の⑥の【検証方法】及び【外部組織の参画者】に同じ。

7-2 目標の達成状況に係る評価の時期及び評価を行う内容

4-2に掲げる目標について、5-2の⑥の【検証時期】に7-1に掲げる評価の手法により行う。

7-3 目標の達成状況に係る評価の公表の手法

5-2の⑥の【検証結果の公表の方法】に同じ。